

吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則等の一部改正の骨子案について

1 概要

吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則及び吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則は、それぞれ吹田市立の幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園の管理運営に関し必要な事項を定めています。

本市の公立幼稚園及び認定こども園（1号認定）の教育時間は、全国の公私立幼稚園の1日の教育時間（全国平均）と比較すると短い状況にあります。家庭の生活スタイルの変化など社会情勢を踏まえるとともに、公立幼稚園及び認定こども園を利用する1号認定児と保育所等を利用する2号認定児に同様の教育・保育の機会を提供する観点から、教育時間を延長するため、規則の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

公立幼稚園及び認定こども園（1号認定）の水曜日の教育時間について、9時から正午までとなっているところ、他の曜日と同様に9時から14時までとします。

3 改正する規則

- (1) 吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則
- (2) 吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則

4 施行予定日

令和4年（2022年）4月1日